

今回の素案に関連する法・主な条例の規定

○行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

（審理員）

第 9 条 第 4 条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第 14 条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第 17 条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第 3 節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- （1） 内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項又は国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する委員会
- （2） 内閣府設置法第 37 条若しくは第 54 条又は国家行政組織法第 8 条に規定する機関
- （3） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会若しくは委員又は同条第 3 項に規定する機関

2～4 （略）

第 2 節 地方公共団体に置かれる機関

第 81 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。
- 3 前節第 2 款の規定は、前 2 項の機関について準用する。この場合において、第 78 条第 4 項及び第 5 項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項又は第 2 項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。

○帯広市情報公開条例（平成12年3月1日条例第1号）

（審査会への諮問）

第19条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに帯広市情報審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決又は決定をしなければならない。

- （1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- （2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 （略）

（設置等）

第22条 第19条第1項及び帯広市個人情報保護条例（平成7年条例第41号）第44条第1項の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、帯広市情報審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関からの求めに応じて調査審議するほか、実施機関に対し意見を具申することができる。

（組織）

第23条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第24条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員は、特定の事件について自らが調査審議することにより当該調査審議の公正を妨げるべき事情があると思料するときは、会長（会長が当該事情があると認めるときは次条第3項の委員）の許可を得て、当該調査審議をしないことができる。

（会長）

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てに係る公文書又は個人情報（個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。）が記録されている公文書（以下「対象公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された対象公文書等の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第30条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第30条の2 第22条第1項に規定する調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めた場合は、公開することができる。

(答申書の送付等)

第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人

に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(罰則)

第42条 第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに帯広市情報審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決又は決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第46条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
 - (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。
- 2 実施機関は、前項の不服申立てがあったときは、その翌日から起算して3月以内に当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うよう努めなければならない。